政策形成手続のオンライン化について(市民参加の原則)

【答申の内容まとめ】

- ① 住民説明会の Web 配信
- ② 審議会傍聴の Web 化

【答申の対応について】

(共通)

- ・まずは総合政策部内で検証を実施予定
- ・どちらもまずは、「録画後に動画をアップする」手法で実施 ※ Youtube に掲載をする。
- ・総合政策部での検証期間は令和6年4月~9月の6カ月間の予定
 - ※ 新たな取組となることから、当初は審議会傍聴の検証を進め、進捗状況を見ながら住民説明会の Web 配信の検証を開始する。
- ・10月以降、運用見直しを行い、市民自治推進会議へ報告を行う
- ① 住民説明会の Web 配信
 - → ・会場にて、オンライン、オフラインのどちらの環境でも実施可能
 - ・事前に別撮りで住民説明会用の動画をとることも手法として可能
 - ・会場での質疑については動画公開をしない
- ② 審議会傍聴の Web 化
 - → ・会場にて、オンライン環境が確保できる際に実施
 - ・説明に合わせて資料を画面表示する。

【今後について】

・令和6年10月以降、テスト実施の振り返りを実施し、運用を見直す。

住民説明会オンライン化 運用案

1 概要

住民説明会を会場のみではなく、オンラインでも行えるようにする。

2 目的

オンラインで行えることから、時間・場所を問わず住民説明会に参加することができる。 市政への参加ができない一番の理由が、「時間がない」とのアンケート結果も出ているこ とから、住民説明会を気軽に見ることができる環境を整えることで、市民参加の機会の充実 につなげる。

3 対象

総合政策部

4 期間

令和6年9月まで(予定) ※開始時期は審議会傍聴の検証の進捗状況を鑑みて決定

5 今後の見通し

令和 6 年 10 月以降、テスト実施の振り返りを実施し運用を見直す。その内容について、 審議会に報告する。

報告後、総合政策部以外の部署にも試行実施の範囲を広げ、実施する。

6 運用案

手法として、「説明会会場で録画」、「別撮りで配信用として録画」の2つの動画作成方法 がある。

「説明会会場で録画」はオンライン環境、オフライン環境の2通りの方法がある。

オンライン環境が使える場合、ZOOM が使用できるので、説明に応じて資料を画面に表示し、動画を作成する。

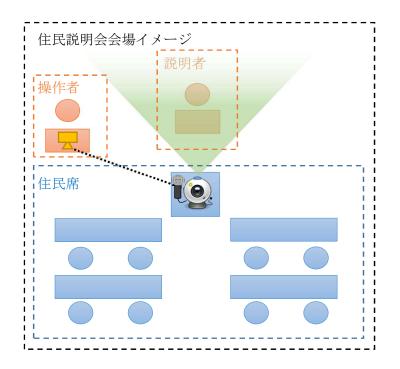
オフラインの場合は、ZOOMが使用できないため、定点カメラで撮影するのみとなる。 オンライン接続のできる場所・機器が用意できない場合や、資料がない等の理由で定点撮 影のみで良ければ、オフライン環境の実施となる。

なお、質疑については動画化しない。

「別撮りで配信用として録画」する際についても、**ZOOM** の機能を利用して、資料を画面共有のうえ説明する手法が適切と考えている。

動画作成後、市の公式 YOUTUBE チャンネルに1か月程度(政策形成手続としての審議会の場合、パブリックコメントの終了日まで)動画をアップする。

7 接続イメージ





審議会傍聴のオンライン化 運用案

1 概要

審議会の傍聴を会場のみではなく、オンラインでも行えるようにする。

2 目的

オンラインで行えることから、時間・場所を問わず審議会を傍聴することができ、審議会の雰囲気を知ることが可能になる。審議会を容易に知ることができる環境を提供することで、市政運営の透明性を確保するとともに、市民参加の機会の充実につなげる。

3 対象

総合政策部

4 期間

令和6年4月~9月(予定)

5 今後の見通し

令和6年10月以降、テストの振り返りを実施し運用を見直す。その内容について、審議会に報告する。

報告後、総合政策部以外の部署にも試行実施の範囲を広げ、実施する。

6 運用案

審議会は協議をする場であることから、議題に応じた資料を画面表示する必要があると 考えている。

それを実現するために、ZOOM の機能を応用し、説明に応じて資料を画面に表示し、動画を作成する。

ZOOM の利用にはオンライン環境が必須であるため、インターネット利用が可能である会議室にて実施する。

動画作成後、市の公式 YOUTUBE チャンネルに 1 か月程度(政策形成手続としての審議会の場合、パブリックコメントの終了日まで)動画をアップする。

7 (参考) 接続イメージ

